

藤沢市特定地域型保育事業所運営等補助金交付要綱

制定 平成27年11月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定地域型保育事業所が、保護者が支払うべき費用を減額し、又は免除した場合に、当該事業所に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、特定地域型保育事業所とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第29条第3項に規定する特定地域型保育事業所であって、市内に所在しているものをいう。

(補助の対象者)

第3条 補助の対象者は、特定地域型保育事業所を設置する事業者とする。

(補助の対象事業等)

第4条 補助の対象となる事業は、別表左欄に掲げる事業とし、補助の対象となる経費は別表左欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表対象経費の欄に定める経費とする。

(補助金交付額の算定方法)

第5条 補助金の交付額の算定方法は、別表算定基準によるものとする。

(補助金交付の申請手続き)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業着手までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書（第2号様式）

(補助金交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(事業の計画変更)

第8条 第5条の規定により、補助金交付の決定通知を受けたものが、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに補助金変更交付申請書（第4号様式）に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、相当と認めるものについて、補助金変更交付決定通知書（第5号様式）により通知する。

（補助金の交付時期）

第9条 補助金の交付時期は、第6条の規定により交付決定した年度の年度末とする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

（事業完了届及び実績報告書の提出）

第10条 補助金の交付を受けたものは、事業完了届兼実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、当該年度の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。

- （1）当該事業の成果を記載した書類
- （2）収支決算書（第7号様式）

（書類の整備）

第11条 補助金の交付を受けたものは、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかなければならない。

（補助金の返還）

第12条 本要綱の規定又は交付決定の際に付した指示若しくは条件に違反した場合は、補助金の全部又は一部を返還させる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成27年度に限り、第6条中「事業着手まで」とあるのは、「市長が別に定める日」とする。

（検討）

3 市長は、平成30年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加えその結果について必要な措置を講ずるものとする。

別表（第4条・第5条関係）

対象事業	対象経費	算定基準
<p>「延長保育事業の実施について」（平成27年7月17日雇児発0717第10号）別紙「延長保育事業実施要綱」3に規定する事業</p>	<p>左欄に掲げる事業の実施に必要な経費</p>	<p>国の定める子ども・子育て支援交付金交付要綱第4条第1号の規定により算定した額</p>
<p>「実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施について」（平成27年7月17日雇児発0717第5号）別紙「実費徴収に係る補足給付事業実施要綱」3に規定する事業</p>	<p>左欄に掲げる事業の実施に必要な経費</p>	<p>国の定める子ども・子育て支援交付金交付要綱第4条第1号の規定により算定した額</p>